**◎東京都公安委員会告示第298号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第49条第１項の規定による行政処分について、同法第50条第１項及び第４項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和８年11月10日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

記

１　日時

令和８年11月17日（火曜日）　午後２時30分開始

２　場所

千代田区霞が関二丁目１番１号　警視庁本部内　東京都公安委員会聴聞会場